

租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点等について (平成28年11月11日/福祉基盤課事務連絡等により作成)

全国経営協事務局

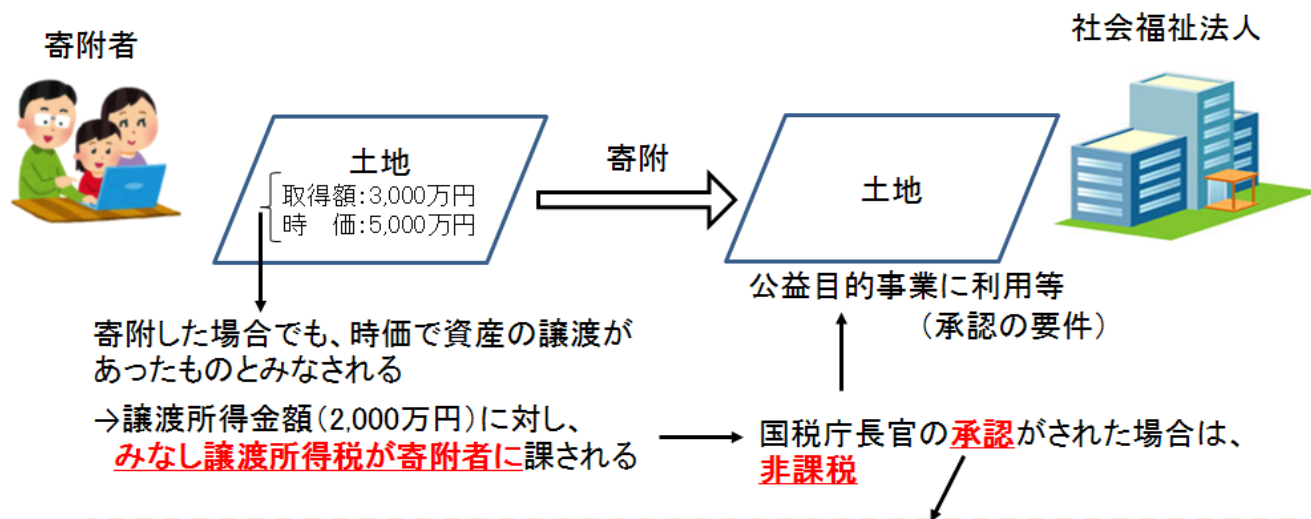
1. 特例の概要

- 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる（所得税法第59条第1項第1号）。
- 一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第40条第1項）。

(参考) 社会福祉法人に係る租税特別措置法第40条の適用の件数は70件程度

(H26.7.1~H27.6.30)

租税特別措置法40条によるみなし譲渡所得税等に係る特例措置



承認の要件

- ① 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
- ② 寄附財産が、その寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。
- ③ 寄附により、寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

2. 国税庁長官の非課税の承認を受ける際の留意事項（社会福祉法人が受贈法人）

（前提）租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではない。

当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要となる。（主な項目を抜粋）

- ① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。

社会福祉法の規定 = 三親等以内の親族、配偶者

租税特別措置法の規定 = 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族

※ 要件を満たす定款上の規定ぶりは、全国経営協モデル定款 I、II を参照。
モデル定款 I、II 第七条（評議員の資格）

- ② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

※ 全国経営協モデル定款 I 第四十条（残余財産の帰属）
〃 II 第四十一条（残余財産の帰属）

- ③ 評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
⇒ 租税特別措置法の特例の適用を受けようとしている法人は、評議員数の経過措置を使うことはできない。（当初から理事数を超える評議員数を選任することが必要。）

- ④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、
- ・ 理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の同意
 - ・ 評議員会の承認

を必要とすること。（次頁「注」参照）

「事業計画及び収支予算」

「基本財産の処分」

「臨機の措置」（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」

※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

⇒ 「事業計画及び収支予算」について評議員会の承認を要するので、評議員会を最低でも年に 2 回開催する必要がある。（「補正予算」をくむ場合には、別途、評議員会を開催。）

☆ 今後、会計専門職の協力をも得ながら、上記の特例以外の社会福祉法人税制※と定款記載事項の検証と、各記載事項の実際の運用、適用についてより具体的な解説等を会員法人にお示ししていく必要があるものと考えている。

(例えば、過去に租税特別措置法第40条の特例の適用を受けた場合、今般の定款変更の際にその要件をあらためて満たす必要があるか、等)

※ 租税特別措置法 33 条の 4 (土地収用等の 5,000 万円特別控除) について、定款の規定ぶりとは関係しないことは福祉基盤課に確認済み。

【注】

同意：個々の理事が「賛成」の意思を表示すること。

承認：機関（理事会、評議員会）がその行為について同意（＝「賛成」の意思を表示）すること。

3. 関連事項【法人制度見直しについて、残された主な課題等】

(1) 社会福祉充実残額（財産）の算定式について

- ・ 社会福祉充実残額（財産）を算定するにあたって、控除対象財産額等のうち「固定資産の再取得等に必要額」を計算するための①自己資金比率、②大規模修繕に要する費用、③建築単価上昇率のいわゆる係数については、12 月末までに厚生労働省から示される予定。
- ・ 上記の係数は、毎年の実績を踏まえた見直し等が行われる予定になっているため、全国経営協では法人経営の実情に即した算定が担保されるよう、引き続き検証等を行っていく。
- ・ 全国経営協が会員法人にお示ししている「試算ツール」を活用いただき、そのデータをもとに対案等を整理、提示するので、引き続き会員法人には試算データのご提供について積極的なご協力をいただきたい。

(2) 社会福祉充実残額（財産）と社会福祉充実計画

- ・ 厚生労働省は、11 月 28 日に所轄庁職員を対象として開催した全国担当者説明会において、社会福祉充実残額（財産）の算定例を示した上で以下の説明を行った。

- ◇ 社会福祉充実財産は、法人の規模の大小にかかわらず、生じ得る。
- ◇ 建物の竣工から経過年数が長く経過しているほど、減価償却費等が内部に蓄積されていくため、社会福祉充実財産は生じる傾向。
- ◇ 事業拡大を行う法人ほど、社会福祉充実財産は生じない傾向。

(下線は、事務局)

- ・ 当初の施設整備等に充てた資金が減価償却費として蓄積され、次の施設整備等の原資とされるべき（本来は「控除対象財産」とされるべき）資金が社会福祉充実残額（財産）として算出されることも想定されていることが示唆されている。

- ・ 全国経営協では、社会福祉充実残額（財産）の算定にあたっては、減価償却費が残額に算出されることのないよう、厚生労働省に対して意見を表明してきたところであるが、平成 28 年度決算に基づく算定については本会の意見が反映されたものとなっていない。
- ・ 今後、各法人において社会福祉充実残額（財産）を算定した際に、仮に「残額あり」であったとしても、再生産以外を目的とした社会福祉充実計画として費消してよい残額とは限らないことに注意が必要であり、残額の内容を精査したうえで社会福祉充実計画の策定を図る必要がある。
- ・ この点については、制度・政策委員会の特命チームでも引き続き検証していくとともに、来年 2 月に全国 6 会場で開催する「社会福祉法人会計実務者決算講座」において社会福祉充実残額（財産）の試算と算出された残額の内容の理解および社会福祉充実計画策定に係るポイント等を詳解する予定であるので、各会員法人は会計実務者等の研修参加について積極的なご検討をお願いしたい。